

平成 28 年度 第 2 回政策討論会第一分科会要点記録

日 時	平成 28 年 8 月 16 日 (火)	午前 10 時より
場 所	第一委員会室	
出 席 者	京西 且哲 (座長)	
	鳥居 宏次 (副座長)	
	金子 拓矢	
	鳥野 隆生	
	南 加代子	
	西田 武史	
	河合 馨	
	岡林 憲二	
	今口 千代子	

テーマ 岸和田市自治基本条例について

第一分科会発言要旨

○議会、市民、行政、運営とある憲法のもと、自らが考え行動していくがどうあるべきかといきずまった時、再度、条例の確認を行う。

今回は幅広いので議員として討論してはどうか。

生きた憲法として文言何行かの中で、どう行政が運営されているか市民の言葉としてパイプを持つ議員として行政運営なされているか総合的に考えてはどうかと考える。

○今回のテーマである「自治基本条例について」であるが、平成 17 年に条例が施行され 10 年が経過し、条例の第 33 条に記載されている様に 5 年毎の見直しなどの様に行われてきたのか、また、市民に対してこの条例の存在をどの様に認識してもらっているのかが疑問である。また、第 3 章市議会に付いては、開かれた議会を目指して毎年議会改革を推し進めている。第 15 条地区市民協議会に付いては、全国では珍しい地域の団体であり、地域の貢献は著しいが市の協力が不足している様に感じている。

自治基本条例は、市民・市・議会の三者で取り組む条例である為、本年度テーマを検討していく内容に付いては、絞り込むのではなく、議会はその 3 者の内の 1 者の立場として条例全体を確認していくべきである。

○討論会にあたって私は、市民に配布された「岸和田市自治基本条例」の広報紙、岸和田市企画調整部企画課がまとめた策定過程の資料、山口道昭さん、西川照彦さん編集による「ブックレット『使える！岸和田市自治基本条例(活用のための制度設計)』―法規出版―を学習しました。

前文をはじめ住民投票など、条例制定にあたって議会とのやり取り、市民委員の熱心な議論が伝わってきました。

自治基本条例は、市長が変わっても市政の運営は、この条例に基づいて行われるという市の最高規範として作られたものです。改めて内容を見つめ直すことに大きな意義があると思います。内容が多岐にわたっているため、まずどのように進めていくか、決めていく必要があります。

議員の立場からは、第3章市議会がありますが、この条例に基づいて議会基本条例が作られているので、これを中心に進めるのは適切でないと思います。前文から順番に1条から34条まで、それぞれが議論したい点を正副座長に示し、それに基づいて順次、議論していくことを提案しました。

○基本条例の基本的な趣旨に対して、委員間相互の理解を深め、本市の現状を話し合い、分科会を進めていくことが必要と考える。

市民との共存・認識を主に議論を進めることが、良いと考える。

全条を議論の対象とし、メンバーで選別した条項を対象として討論会を進めてはどうか。

○自治基本条例が制定されてから十年が経過したが、行政運営の実際が条例で定めることとどこが違い、遅れているのか、また、条例自体のどこを改善すればより良いものになるのかの二面から考察し議論を深めたい。

○岸和田市自治基本条例を年間テーマとすることが決まった。そこで、次回から討論する内容について各議員より提案があった。

市民参加である「岸和田市自治基本条例推進委員会」からの建議書が提出されていることがわかり、その内容について理解することが必要と考え、まず、議員・議会がどのように変わったのか検証する必要があるため。

○岸和田市において「市民自治都市の実現」をめざして平成17年8月1日に岸和田市の憲法として「岸和田市自治基本条例」が施行されました。

施行後、約10年が経過し、岸和田市自治基本条例が10年の間に、岸和田市にどんな役割を果たしてきたのか？岸和田市民の市政への参画の向上に結びついているか？岸和田市の社会情勢の現状に適合しているか？それから、平成25

年度実施の市民意識調査の結果、条例の認知度は年齢層が低いほど低い。岸和田市民に対して、認知度を高める取り組み強化が重要で、岸和田市立産業高等学校の協力で作成されたマンガも有効な手段の一つで、今後こういった PR 方法も考える必要があると思う。

これからも「自分たちの地域は自分たちの手で築いていく」という認識のもと、最高規範性がある自治基本条例が社会情勢に適合しているかどうか、形だけのものになっていないか、時代に取り残されたものになっていないか、本市にふさわしいものであり続けているかどうかを見守っていく必要がある。

岸和田市議会の中の政策討論会ですので、議員としての視点で討論を進めていくのがいいと思う。

○岸和田市自治基本条例について 自治体運営の基本的なルールや市民の権利、まちづくりの方向性等について規定した自治体の憲法とでもいうべき条例で施行から 10 年が経過することにより、時代の変化とともに子どもの権利や男女共同参画危機管理においても自然災害に適応した条例の議論を実施したらと感じています。

一部の条項の議論ではなく全体に対する議論を行い、現在に適応した自治体のかたちを話し合う。